藤枝市建設工事執行規則　新旧対照表

改正前	改正後
（通則） 第１０条　（略） ２～６　（略） ７　請負契約に定める催告、請求、通知、報告、指示、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。 ８　（略） （請負契約の締結） 第１１条　請負契約は、建設工事請負契約書（第３号様式）（受注者が共同企業体を結成している場合にあっては、建設工事請負契約書（第３号様式の２））、藤枝市建設工事請負契約約款及び設計図書により、その内容を明らかにして締結しなければならない。ただし、その建設工事請負契約に係る建設工事請負代金額が３００万円未満のときは、建設工事請書（第４号様式）をもって建設工事請負契約書に代えることができる。 ２　請負契約の内容を変更する場合においては、建設工事変更請負契約書（第５号様式）（受注者が共同企業体を結成している場合にあっては、建設工事変更請負契約書（第５号様式の２））又は建設工事変更請書（第６号様式）によるものとする。 ３・４　（略）	（通則） 第１０条　（略） ２～６　（略） ７　請負契約に定める催告、請求、通知、報告、指示、承諾及び解除は、書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により行わなければならない。 ８　（略） （請負契約の締結） 第１１条　請負契約は、建設工事請負契約書（第３号様式）（受注者が共同企業体を結成している場合にあっては、建設工事請負契約書（第３号様式の２））、藤枝市建設工事請負契約約款及び設計図書（当該契約書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により、その内容を明らかにして締結しなければならない。ただし、その建設工事請負契約に係る建設工事請負代金額が３００万円未満のときは、建設工事請書（第４号様式）（当該請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）をもって建設工事請負契約書に代えることができる。 ２　請負契約の内容を変更する場合においては、建設工事変更請負契約書（第５号様式）（受注者が共同企業体を結成している場合にあっては、建設工事変更請負契約書（第５号様式の２））及び設計図書（当該変更契約書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）又は建設工事変更請書（第６号様式）（当該変更請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）によるものとする。 ３・４　（略）

第３号様式（第１１条関係）　別記１（改正前）のとおり 第３号様式の２（第１１条関係）　別記２（改正前）のとおり 第４号様式（第１１条関係）　別記３（改正前）のとおり 第５号様式（第１１条関係）　別記４（改正前）のとおり 第５号様式の２（第１１条関係）　別記５（改正前）のとおり 第６号様式（第１１条関係）　別記６（改正前）のとおり 第２０号様式（第５０条、第５１条関係）　別記７（改正前）のとおり 第２５号様式（第６６条関係）　別記８（改正前）のとおり	第３号様式（第１１条関係）　別記１（改正後）のとおり 第３号様式の２（第１１条関係）　別記２（改正後）のとおり 第４号様式（第１１条関係）　別記３（改正後）のとおり 第５号様式（第１１条関係）　別記４（改正後）のとおり 第５号様式の２（第１１条関係）　別記５（改正後）のとおり 第６号様式（第１１条関係）　別記６（改正後）のとおり 第２０号様式（第５０条、第５１条関係）　別記７（改正後）のとおり 第２５号様式（第６６条関係）　別記８（改正後）のとおり